

漁業におけるその他の用具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	15~16	港自船係留地点において、船上内にて漁具の網をポンプにて洗っている際に水圧で網が足に絡まり、踏んでしまい転倒した。その際、右手より地面に着いてしまい負傷した。	75	1 ～ 9
3	3~4	漁船から繋がっている定置網引き上げ用の浮き付ロープ（ナイロン製、鉛入り）がからまっていたので、船上から通しているとき、波が来てバランスをくずし、右手で船の甲板廻りの木杵（ステンレス製）につかまったときにロープが動き、ロープと木杵（ステンレス製）との間に右手が挟まり右手薬指を負傷する。	43	10 ～ 29
4	11~ 12	操業作業中、瀬縄を巻いていた際にロープに右手をはじかれ負傷した。	46	1 ～ 9
5	7~8	魚網入替のため網抜きの作業中、潮の流れにより、抜いていた網が張り物のワイヤーに掛かって非常に重くなっており、網を縛り、ローラーにて巻き上げていた直径32mmのロープが、その重さに耐えられず切断した。次の網抜き用ロープを持って船首部へ下を向いて歩行中の当人の頭部（ヘルメット着用）から肩の部分にかけて、切れたロープが反動で当たり、衝撃で転倒した。その際に頸椎捻挫と右肩を打撲し、転倒した時に右手中指を打撲した。	32	10 ～ 29
6	5~6	ホタテ漁業操業中、船上にて、漁獲用八尺を船上へ引き揚げ作業中、八尺の鉄杵と船体甲板に左足を挟まれた事により負傷した。	26	—
7	4~5	船で沖の型浮上作業中、アンカーロープと型を繋いでいるアンカーロープを緩めていた際、波で船が揺れ、アンカーロープを通常より緩めすぎたため、アンカーロー	60	10 ～

		プが急に外れてしまい右額にロープが飛んできて当たり出血。出血が収まらず。		29
7	7~8	当社定置網生け簀用の漁網片付け運搬作業中、ユニック付4tトラックへの積み込み作業を手伝っていたところ、網の一部に足がからまりバランスを崩し転倒、その際、足元にあった生け簀固定用のロープ束にて頭部、腰背部等を強打し、脳挫傷負傷した。	78	10 ~ 29
7	7~8	ほたて桁網漁業操業中において八尺を曳き終えて漁獲物を船上へ下ろす作業中八尺が振られて抑えようとした際に八尺と船体の間に左手を挟み痛みと同時にとっさに手を引いたが左手薬指を2cm程裂傷した。	26	50 ~ 99
7	7~8	沖合のホタテガイ養殖施設内で施設のロープを張りなおす作業中に、船体に固定していたハッカーが外れ、そのハッカー及びロープが乗組員二人に直撃し負傷したものである。	54	1 ~ 9
7	14~15	網揚げ作業中、ロープが本来通過する場所をはずれ、その反動により、ロープが右肩を強打した。1m程飛ばされたあとも、首にロープが接触したまま、しばらく網揚げが続いてしまったため、首も負傷した。帰港後、直ちに病院へ行き検査したところ、左手首の怪我も判明した。	51	1 ~ 9
11	12~13	魚を降ろし、船が出港しようとした際、外したロープの輪の中に左足が入っていて、巻き付き受傷した。	41	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html